

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）

特殊自動車における低炭素化促進事業の募集について（公募要領）

平成 25 年 11 月
環境省水・大気環境局
自動車環境対策課

環境省では、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）により、特殊自動車における低炭素化促進事業を行うこととしております。

本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）特殊自動車における低炭素化促進事業実施要領」（以下、「実施要領」という。）に従って手続き等を行っていただくことになります。

公募要領目次

I. 特殊自動車における低炭素化促進事業について

1. 事業の背景、概要及び目的について
2. 補助対象となる事業等について
3. 補助対象事業の選定について
4. 応募の方法について
5. その他

II. 留意事項等について

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について

III. 補助事業における利益等排除について

1. 利益等排除の対象となる調達先について
2. 利益等排除の方法について
3. ハイブリッドオフロード車等の導入事業における利益等排除の反映方法について

(別表 1) ハイブリッドオフロード車等の補助対象機種について

(別表 2) 特定被災区域（222 市町村） 一覧

I. 特殊自動車における低炭素化促進事業について

[平成 25 年度予算額： 1.95 億円]

1. 事業の背景、概要及び目的について

エネルギー効率が高く、CO₂ の排出が少ない次世代自動車等の導入を積極的に推進していくことは、運輸部門における環境対策、特に CO₂ 排出抑制に大きな効果が得られるものであります。

とりわけ、低炭素化・低公害化が遅れており、1 台あたりの CO₂ 排出量が多いオフロード車について、大幅な燃料消費量の削減が見込めるハイブリッドオフロード車等の普及を図ることは、他の車種に比べて、大幅な低炭素化と低公害化が可能となります。

そのため、本事業では、ハイブリッドオフロード車等を導入する際に、導入費用の一部補助を行うことで初期導入を促進し、本格的な普及につなげることにより、一層の CO₂ 及び大気汚染物質排出量の削減を図ります。

2. 補助対象となる事業等について

(1) 定義

この公募要領における用語の定義は、交付要綱及び実施要領に定めるとおりです。

<定義の一部抜粋>

「ハイブリッドオフロード車等」とは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号。以下「オフロード法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定特殊自動車のうち、オフロード法第 12 条第 1 項又は第 2 項の適用を受けるものであって、次のものをいう。

- ① 原動機として電動機と内燃機関を備え、かつ、機械の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置に充電する機能（エネルギー回生機能）を備えたショベル・ローダであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定されたもの
- ② 原動機として内燃機関を備え、かつ、機械の運動エネルギーを圧力エネルギーに変換して油圧装置駆動用蓄圧装置に蓄圧する機能（エネルギー回生機能）を備えたショベル・ローダであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定されたもの
- ③ 内燃機関により発電機を稼働し、発電された電気エネルギーを動力として電動機を駆動するブルドーザであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定されたもの
- ④ 原動機として電動機と内燃機関を備え、かつ、機械の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置に充電する機能（エネルギー回生機能）を備えたフォーク・リフト

(2) 対象となる事業

- ① 別表 1 に掲げるハイブリッドオフロード車等を導入する事業（新車での導入

に限ります。)

<注意事項>

※ ハイブリッドオフロード車等の導入に対し、他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 1 項に規定する補助金等をいいます。）を受けた事業は交付の対象となりませんので、ご注意ください。

※ 交付決定後、1 ヶ月以内に事業に着手でき、かつ平成 25 年度中にハイブリッドオフロード車等の導入及び支払いが完了できることが前提となります。交付決定後、1 ヶ月以内に事業を着手しない場合、交付決定を取り消す場合がありますので、御注意ください。

※ 導入したハイブリッドオフロード車等を耐用年数^{*}以上（申請者がリース事業者の場合はリース期間が耐用年数以上）使用することが前提となります。

※ 詳細は交付要綱第 20 条（財産の処分の制限）をご覧ください。

（3）対象事業者

次に該当するものとします。

① 民間企業

（リース・レンタル事業者を含みます。ただし、リース事業者にあつては、リース期間中の途中解約又は解除ができないことを条件としてリース契約を特定の借受人と締結し、かつ、補助金相当額がリース料の低減に反映されていることが必要です。）

（4）補助対象経費

① 対象経費・交付額

ハイブリッドオフロード車等として設計、製造されたものを導入する場合の車両本体価格（値引額を差し引いた額をいいます。以下同様。）と、同種の通常型オフロード車を導入する場合の車両本体価格との差額から寄付金その他の収入額を控除した額と、実施要領で定める基準額（1 台あたり 260 万円）のいずれか少ない額の 2 分の 1 を補助します。

ただし、ブルドーザについては、比較対象機種（D7RⅡ）の車両本体価格を 30,900 千円^{*}とします（比較対象機種の見積書は必要ありません。）。

※ 国土交通省「請負工事機械経費積算要領」（昭和 49 年 3 月 15 日付建設省機発第 44 号）第 4 第 4 項に係る別表第 1 として定められている「建設機械等損料算定表」の基礎価格に基づいています。

（5）補助金の交付等

① 補助対象事業の完了後、実績報告書を提出していただきます。補助対象事業の完了とは、原則、補助対象事業車が補助事業者に納入された時点のことを言います。

② 報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、交付すべき補助金額を確定させた後に補助金の支払いが行われることとなります。

③ 補助対象事業は、交付決定後、1 ヶ月以内に事業に着手でき、かつ平成 25 年度内にハイブリッドオフロード車等の導入及び支払いが完了できることが

前提となります。交付決定後、1ヶ月以内に事業を着手しない場合、交付決定を取り消す場合がありますので、御注意ください。また、交付決定前に導入した車両については補助の対象となりませんので御注意ください。

- ④ 補助事業申請者は、補助事業を実施した年度ごとに、補助事業の実施年度及びその後の3年間について、事業の実績及び二酸化炭素の削減量等を毎年度とりまとめ、別途定める事業報告書を作成し地方環境事務所に提出することとします。

(6) その他

以上(1)～(5)に掲げた要件等については、交付要綱及び実施要領によって詳細に定められていますので、御参照ください。

3. 補助対象事業の選定について

- (1) 一般公募を行い、選定します。

- (2) 応募者より提出された実施計画書等をもとに厳正に審査を行い、平成25年度に事業を実施する補助事業者を選定し、予算の範囲内において補助金の交付を決定(内示)します(応募の先着順ではありません)。

なお、東日本大震災の特定被災区域^{*}(別表2)における復旧・復興支援に関連すると認められる場合、選定の際に配慮をいたします。

^{*} 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)の第2条第3項に規定

- (3) 特段の事情がある場合を除き、内示後2週間以内に交付申請手続きを行わない場合、内示を取り消す場合がありますので御注意ください。なお、内示後の応募内容の変更(メーカー変更、使用予定事業者(申請者が自動車リース事業者の場合)の変更、比較対象機種の車両本体価格など)は原則できません。

4. 応募の方法について

- (1) 応募方法

事業の応募に必要な書類1部を、公募期間内に郵送により、管轄する地方環境事務所へ提出していただきます(郵送のみの取扱いとなります。御持参いただいても受理できませんので、あらかじめ御了承ください)。

提出物は、封筒の宛名面に「特殊自動車における低炭素化促進事業応募書類」と赤字で明記してください。

応募書類の作成に当たっては、必ず、環境省ホームページから様式の電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

^{*} 同一申請者(申請者が自動車リース事業者にあつては同一使用予定事業者)による交付要望台数の制限はございません。

- (2) 応募に必要な書類

ア. 申請者が自動車リース事業者以外の場合

- ① 要望書
- ② 特殊自動車における低炭素化促進事業 実施計画書(交付要綱様式第1別紙1)
※ 導入予定機種毎に作成・提出してください(詳細は記載例をご参照ください)。
- ③ 補助事業申請者に関する確認事項調書(実施要領様式)
- ④ 経費内訳(交付要綱様式第1別紙2)
- ⑤ 補助対象機種及び比較対象機種の見積書等^{*}の写し
※ 申請者宛ての見積書等としてください。
※ 補助対象経費は、それぞれの車両本体価格の差額となりますので、車両の本体価格(値引き前価格)及び値引額が明示されている見積書等が必要となります。特に、値引額は必ず車両の本体価格からの値引額とオプションからの値引額に分けて記載しているものが必要となります。
※ 申請の種別がブルドーザの場合、比較対象機種の見積書等の写しは必要ありません。

イ. 申請者が自動車リース事業者の場合

- ① 要望書
- ② 特殊自動車における低炭素化促進事業 実施計画書(交付要綱様式第1別紙1)
※ 使用予定事業者の事業計画について、導入予定機種毎に作成・提出してください(詳細は記載例をご参照ください)。
- ③ 補助事業申請者に関する確認事項調書(実施要領様式)
- ④ 経費内訳(交付要綱様式第1別紙2)
- ⑤ 補助対象車の使用予定事業者に関する確認事項調書(実施要領様式)
- ⑥ 補助対象機種及び比較対象機種の見積書等^{*}の写し
※ 申請者宛ての見積書等としてください。
※ 補助対象経費は、それぞれの車両本体価格の差額となりますので、車両の本体価格(値引き前価格)及び値引額が明示されている見積書等が必要となります。特に、値引額は必ず車両の本体価格からの値引額とオプションからの値引額に分けて記載しているものが必要となります。
※ 申請の種別がブルドーザの場合、比較対象機種の見積書等の写しは必要ありません。
- ⑦ 自動車賃貸契約書(案)の写し
※ 使用予定事業者毎に作成・提出してください。
- ⑧ 貸与料金算定根拠明細書
※ 使用予定事業者毎・導入予定機種毎に作成・提出してください。
※ リース料金の算定において、(1)車両価格から補助金相当額を控除して算出していること、(2)補助金が無い場合のリース料金と比べ、補助金相当額以上が低減されていることが必要となります。

ウ. 内示後の正式申請に必要な書類(全申請者共通:各1部)

- ① 交付申請書(交付要綱様式第1)
- ② 振込先調書(実施要領様式)
- ③ 申請者の組織概要、事業実績に関する資料

(事業概要、資本金及び資本構成(登記簿謄本)、直近2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書など。詳細は申請先の地方環境事務所へお問合せください。)

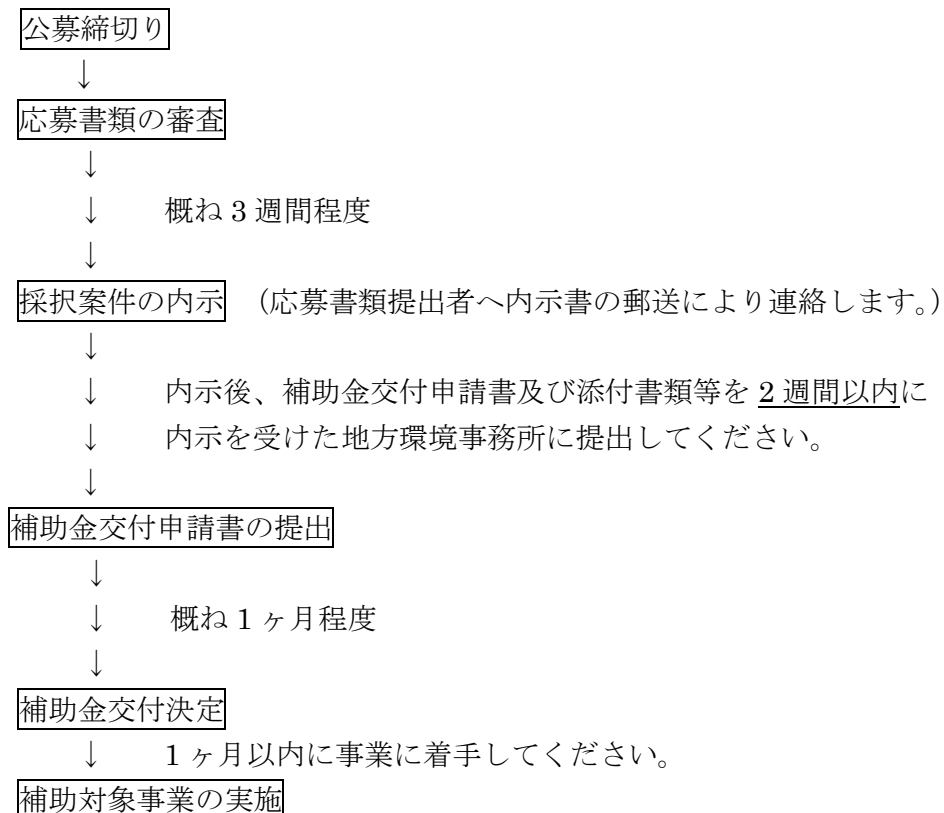
(3) 公募期間

- ① 第1次公募：平成25年7月8日(月)～7月19日(金) (当日消印有効)
- ② 第2次公募：平成25年9月9日(月)～9月27日(金) (当日消印有効)
- ③ 第3次公募：平成25年12月13日(金)～12月20日(金) (当日消印有効)
- ④ 第4次公募：平成26年1月8日(水)～1月15日(水) (当日消印有効)

※ 第3次公募及び第4次公募は、第1次公募及び第2次公募とは別に審査いたします。第1次公募及び第2次公募で不採択となった案件に関しましても、第3次公募及び第4次公募に応募することは可能ですが、応募書類は再度提出していただく必要があります。

(4) 応募書類提出後のスケジュール

応募書類提出後の概略スケジュールは以下のとおりです。



注) 交付決定がされるまで、事業の実施(入札、発注等の手続き)はできません。交付決定がされる前に事業を実施(入札、発注等の手続き)した場合、補助対象とならず交付できませんので十分御注意ください。

(5) 提出先

次表の区分により、補助対象車を使用する事業所の所在地（使用場所が定まっていな場合は使用事業者の事業所の所在地）を管轄する地方環境事務所へ応募書類を提出してください。

また、事業報告書等に関しましては、最初に応募書類を提出した地方環境事務所に提出してください。

| 事務所名 管轄区域 | 所在地・連絡先 |
|--|---|
| <u>北海道地方環境事務所 環境対策課</u> 北海道 | 〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎3階 TEL 011-299-1952 FAX 011-736-1234 |
| <u>東北地方環境事務所 環境対策課</u> 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・ 福島県 | 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F TEL：022-722-2873 FAX：022-724-4311 |
| <u>関東地方環境事務所 環境対策課</u> 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・ 東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・静岡県 | 〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F TEL：048-600-0815 FAX：048-600-0517 |
| <u>中部地方環境事務所 環境対策課</u> 富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・ 愛知県・三重県 | 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL：052-955-2134 FAX：052-951-8889 |
| <u>近畿地方環境事務所 環境対策課</u> 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・ 和歌山県 | 〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンダイズマートビル8F TEL 06-4792-0703 FAX 06-4790-2800 |
| <u>中国四国地方環境事務所 環境対策課</u> 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・ 徳島県・香川県・愛媛県・高知県 | 〒700-0907 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11F TEL：086-223-1581 FAX：086-224-2081 |
| <u>九州地方環境事務所 環境対策課</u> 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・ 宮崎県・鹿児島県・沖縄県 | 〒862-0913 熊本市東区尾ノ上1-6-22 TEL 096-214-0332 FAX 096-214-0349 |

(6) 提出方法

郵送のみの取扱いといたします（御持参いただいても受理できませんので、あらかじめ御了承ください。）。なお、郵送した旨を管轄する地方環境事務所へ電話にて

御連絡ください。

5. その他

- (1) 小切手、手形、割賦（リース会社の割賦を使う場合を含みます。）等による購入は、当該補助金の対象となりませんのでご注意ください（オプション品など車両購入費用の一部であっても、小切手等による購入は当該補助金の対象となりませんので、ご注意ください。）。
- (2) 特段の事情がある場合を除き、内示後 2 週間以内に交付申請手続きを行わない場合又は交付決定後 1 ヶ月以内に事業着手しない場合は、内示又は交付決定を取り消す場合があります。
- (3) 内示後に、止むを得ない理由により辞退する場合は、管轄する地方環境事務所に御相談ください。なお、内示辞退については、次回以降の当該事業の選定の際に考慮する場合がありますので、事業実施の見通し等について十分御検討いただいた上で御応募ください。

II. 留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、交付要綱、実施要領及びこの公募要領に定めるところによることとします。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により選定（内示）された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了（領収書等の日付が年度内）できるものが前提となります。

(2) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・ 申請に係る補助事業の全体計画が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・ 補助対象経費には、国からの他の補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等)の対象経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業開始することとなります。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点を以下に記します。

- ・ 入札・発注等の手続きは環境省の交付決定日以降であること。
- ・ 当該年度に行われた本事業等について、当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等

補助事業の経費については、収支簿を備え他の経理と明確に区分して経理し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出内容を証する書類を整備しておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後 30 日以内あるいは翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書を管轄の地方環境事務所長宛て提出していただきます。

事業者から実績報告書が提出されますと、地方環境事務所が書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し確定通知を交付します。

なお、自社調達及び 100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額といたします。また関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額（製造原価と販売費及び一般管理費の合計）を補助対象経費の実績額とします【Ⅲ.補助事業における利益等排除についてを参照】。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出していただきます。その後補助金を支払います。

(4) 取得財産の管理

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、あらかじめ承認を受ける必要があります。なお、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。明示例は「よくある質問と回答」を御参照ください。

(5) その他

上記の他、必要な事項は交付要綱及び実施要領に定めますので、これを参照してください。

Ⅲ. 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先について

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法について

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は 0 とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 補助事業者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

3. ハイブリッドオフロード車等の導入事業における利益等排除の反映方法について

ハイブリッドオフロード車等の導入事業において、利益等排除の方法を適用する場合は、以下によります。

(1) ハイブリッドオフロード車等の車両本体価格

導入を予定しているハイブリッドオフロード車等の車両本体価格に、2. 利益等排除の方法を適用し、利益相当額の排除を反映します。

(2) 同種の通常型オフロード車の車両本体価格

同種の通常型オフロード車を導入する場合の車両本体価格は、一般の取引価格とし、2. 利益等排除の方法は適用しないものとします。

(3) 補助対象経費

(1) と (2) の差額が補助対象経費となります。さらに寄付金その他の収入額を控除した額と、実施要領で定める基準額とをそれぞれ比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて算出した額が交付額となります。

(別表1) ハイブリッドオフロード車等の補助対象機種について

平成25年8月27日現在の補助対象機種は以下のとおりです。

| | | 補助対象機種 [ハイブリッドオフロード車等] | | | | 比較対象機種 [通常型オフロード車] | | |
|-----------------|---------------|---------------------------|------------------|---------------|--------------|-----------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 区分 | 種別 | メーカー名 | オフロード法型式 届出番号 | 車名 | 型式 | 呼称 (カタログ名) | 型式 (名称(カタログ名)) | 備考 |
| 建設 機械 | コベルコ建機 (株) | | NV-817 | コベルコ | ECM -WA02 | SK80H-2 | KDN-YT05 (SK70SR-2) | (油圧ショベル) バケット山積容量 0.28m ³ |
| | | | NV2-23 | | WCR -WB02 | SK200H-9 | EDR-YN11 (SK200-8) | (油圧ショベル) バケット山積容量 0.8m ³ |
| | (株)小松製作所 | NV2-112 | コマツ | HB004 | HB205-2 | PC243 (PC200-10) | (油圧ショベル) バケット山積容量 0.8m ³ | |
| | 住友建機(株) | NV2-114 | 住友 | SH200 HB-6 | SH200HB-6 | SH200-6 (SH200-6) | (油圧ショベル) バケット山積容量 0.8m ³ | |
| | 日立建機(株) | NV2-97 | 日立 | DCSA | ZH200-5B | DCKA (ZX200-5B) | (油圧ショベル) バケット山積容量 0.8m ³ | |
| | | | | | ZH200LC-5B | DCKA (ZX200LC-5B) | | |
| | | | | | ZH210K-5B | DCKA (ZX210K-5B) | | |
| | | | | | ZH210LCK-5B | DCKA (ZX210LCK-5B) | | |
| | ブルドーザ | キャタピラー ジャパン(株) | NV2-58 | キャタピラー | D7E-E | D7E-E | D7R II (D7R II、 D7R II LGP) | 21t級 |
| | 産業 機械 | (株)豊田自動織機 | NV-677 | トヨタ | 887FD K45 | 88-7FD35 | 02-7FD35 | 定格荷重 3.5t |
| 88-7FDK40 | | | | | | 02-7FD40 | 定格荷重 4.0t | |
| 88-7FDK45 | | | | | | 02-7FD45 | 定格荷重 4.5t | |
| ニチュ三菱フォークリフト(株) | | NV-764 | 三菱 | EDM -F42 | FD50NFHT | KDN-F28C (FD50NT) | 定格荷重 5.0t | |
| | | | | | NV-765 | 三菱 | EDM -F41 | FD40NFHT |
| | | | | | FD45NFHT | KDN-F19D (FD45NT) | 定格荷重 4.5t | |

※ 補助対象となる機種は追加される場合があります。最新の補助対象機種は環境省ホームページにて御確認ください。

(別表2) 特定被災区域 (222 市町村) 一覧

平成24年2月22日改正

青森県：八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町

岩手県：盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市奥州市 岩手郡雫石町 同郡葛巻町 同郡岩手町 同郡滝沢村 紫波郡紫波町 同郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡軽米町 同郡野田村 同郡九戸村 同郡洋野町 二戸郡一戸町

宮城県：仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亘理郡亘理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町

福島県：福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 南会津郡下郷町 同郡檜枝岐村 同郡只見町 同郡南会津町 耶麻郡北塩原村 同郡西会津町 同郡磐梯町 同郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 同郡湯川村 同郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡昭和村 同郡会津美里町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯館村

茨城県：水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町

栃木県：宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町

埼玉県：久喜市

千葉県：千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 成田市 佐倉市 東金市 柏市 旭市 習志野市 八千代市我孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市 山武市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡神崎町 同郡多古町 同郡東庄町 山武郡大網白里町 同郡九十九里町 同郡横芝光町 長生郡白子町

新潟県：十日町市 上越市 中魚沼郡津南町

長野県：下水内郡栄村

※ なお本表は、平成23年9月26日に岩手県一関市と東磐井郡藤沢町が合併し、岩手県一関市となったことを反映しています。